

7. 1 2-1 誘導灯及び誘導標識（令第26条）

1 共通事項

(1) 用語例は、次のとおりとする。

ア 室内とは、建基法第2条第4号に定める居室（居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室）及びロビー、ホール、駐車場、倉庫、機械室、ポンプ室等をいう。

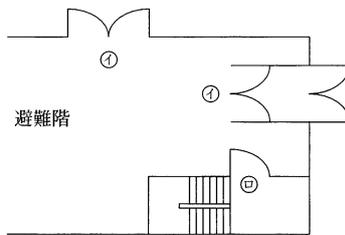
イ 避難口とは、次の出入口をいう。（規則第28の3第3項第1号）

「㊦の出入口」・・・屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

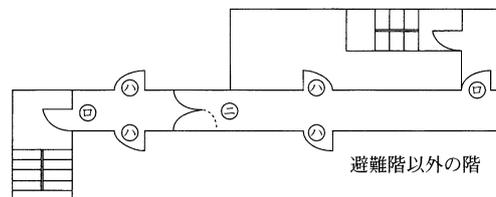
「㊧の出入口」・・・直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

「㊨の出入口」・・・㊦又は㊧の避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口

「㊩の出入口」・・・㊦又は㊧の避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸のうち直接手で開くことができるもの（くぐり戸付き防火シャッターを含む。）



1 図 1



1 図 2

- (2) 避難口以外に出入口等がない部分で、避難の方向を示すシンボル（以下「矢印」という。）付きの避難口誘導灯を設置した場合、おおむね3m以内であれば当該避難口に誘導灯を設置しないことができる。
- (3) 什器、棚等が置かれている場合で、その高さが床から1.6mを超える場合は容易に見とおせないものとして取り扱うこと。
- (4) 平成11年10月1日において現に存する防火対象物の誘導灯は旧基準が適用されるが、当該防火対象物の誘導灯を一部改修する場合は、階ごとに基準を統一すること。

（査察情報 H17.N01 参照）

2 誘導灯の設置を要する防火対象物及びその部分並びにA級、B級、C級の区分等

2表1 誘導灯の設置を要する防火対象物及びその部分並びにA級、B級、C級の区分

| 項目 防火対象物の区分 | | 避難口誘導灯 | | | 通路誘導灯 | | 客席誘導灯 | | | | | |
|---|----------------|------------------------------|------------------------|------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---|----------------------------------|---|----------------------------------|---|-------|
| | | イの出入口 口の出入口 | ハの出入口 | ニの出入口 | 廊下・通路 | 階段・傾斜路 | | | | | | |
| (1)項((16)項イ及び(16)の2)項に掲げる防火対象物で(1)項の用途部分が存する階) | 1,000㎡以上 ※1 | A B(20カンデラ以上又は点滅機能) ※2 | A B(20カンデラ以上) ※2 | A B(20カンデラ以上) ※2 | ・感知器連動防火戸閉鎖 ・非常用照明装置と誘導標識の組合せ | A・B(25カンデラ以上) ※2 | A～Cの形別無し 路面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上又は非常用の照明装置の設置 | 通路床面における水平面0.2ルクス以上 | | | | |
| | 1,000㎡未満 ※1 | A・B・C | A・B・C | A・B・C | | A・B・C | | | | | | |
| (2)項～(4)項、(9)項イ((16)項イに掲げる防火対象物で(2)項～(4)項(9)項イの用途部分が存する階) | 1,000㎡以上 ※1 | A B(20カンデラ以上又は点滅機能) ※2 | A B(20カンデラ以上) ※2 | A B(20カンデラ以上) ※2 | | ・感知器連動防火戸閉鎖 ・非常用照明装置と誘導標識の組合せ | | A・B(25カンデラ以上) ※2 | A～Cの形別無し 路面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上又は非常用の照明装置の設置 | | | |
| | 1,000㎡未満 ※1 | A・B・C | A・B・C | A・B・C | | | | A・B・C | | | | |
| (10)項 | 地階、無窓階、11階以上の階 | A B(20カンデラ以上又は点滅機能) ※2 | A B(20カンデラ以上) ※2 | A B(20カンデラ以上) ※2 | | | | ・感知器連動防火戸閉鎖 ・非常用照明装置と誘導標識の組合せ | | A・B(25カンデラ以上) ※2 | A～Cの形別無し 路面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上又は非常用の照明装置の設置 | |
| (16)の2)項、(16)の3)項 | 全 部 | A・B・C | A・B・C | A・B・C | | | | | | ※3(A・B・C) | | |
| 上記以外の特定防火対象物 | 全 部 | A・B・C | A・B・C | A・B・C | | | | | | ・感知器連動防火戸閉鎖 ・非常用照明装置と誘導標識の組合せ | | A・B・C |
| 上記以外の非特定防火対象物 | 地階、無窓階、11階以上の階 | A・B・C | A・B・C | A・B・C | A・B・C | | | | | | | |

※1 階の床面積を示す。

※2 避難口誘導灯のB(20カンデラ以上)及び通路誘導灯のB(25カンデラ以上)とはB級BH形である。

※3 通路誘導灯を廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができる場合

2表2 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲

| | | | |
|--|-------------------|-------------------|----|
| 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則、当該誘導灯までの歩行距離が次のI又はIIに定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲。 | | | |
| I. | | | |
| 区 分 | | 距離(メートル) | |
| 避難口誘導灯 | A 級 | 避難の方向を示すシンボルのないもの | 60 |
| | | 避難の方向を示すシンボルのあるもの | 40 |
| | B 級 | 避難の方向を示すシンボルのないもの | 30 |
| | | 避難の方向を示すシンボルのあるもの | 20 |
| | C 級 | | 15 |
| 通路誘導灯 | A 級 | | 20 |
| | B 級 | | 15 |
| | C 級 | | 10 |
| II. | | | |
| D=kh | | | |
| Dは、歩行距離(単位 メートル) | | | |
| hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法(単位 メートル) | | | |
| kは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値 | | | |
| 区 分 | | kの値 | |
| 避難口誘導灯 | 避難の方向を示すシンボルのないもの | 150 | |
| | 避難の方向を示すシンボルのあるもの | 100 | |
| 通路誘導灯 | | 50 | |
| 【算定例】 | | | |
| 1. 区分：避難口誘導灯A級(避難の方向を示すシンボルなし) 表示面縦寸法：0.5メートル $150 \times 0.5 = 75$ メートル | | | |
| 2. 区分：避難口誘導灯B級(避難の方向を示す) 表示面縦寸法：0.3メートル $100 \times 0.3 = 30$ メートル | | | |
| 3. 区分：通路誘導灯A級 表示面縦寸法：0.5メートル $50 \times 0.5 = 25$ メートル | | | |

※当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、2表2の距離によらず当該誘導灯までの歩行距離が10m以下の範囲となる。ただし、概ね5m移動することにより当該誘導灯を見とおせる場合は、容易に見とおせるものとして取り扱えるものとするが、2表2の距離に概ね5mを足せるものではない。

3 避難口誘導灯及び通路誘導灯の設置を要しない防火対象物の部分

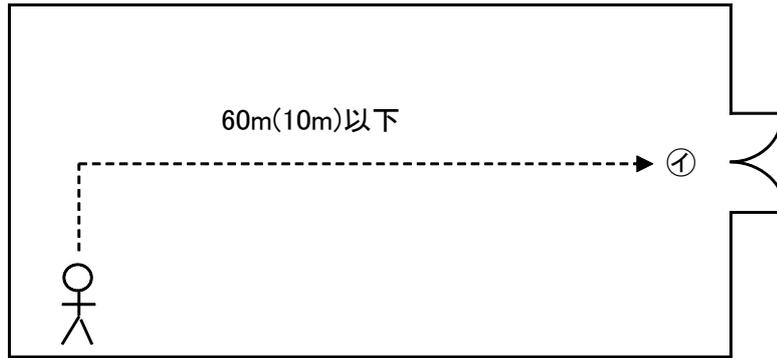
(1) 防火対象物の住宅((5)項口を除く。)の用に供している部分(他の用途部分の避難経路となる部分を除く。)

4 「㊦の出入口」に設ける誘導灯の設置基準

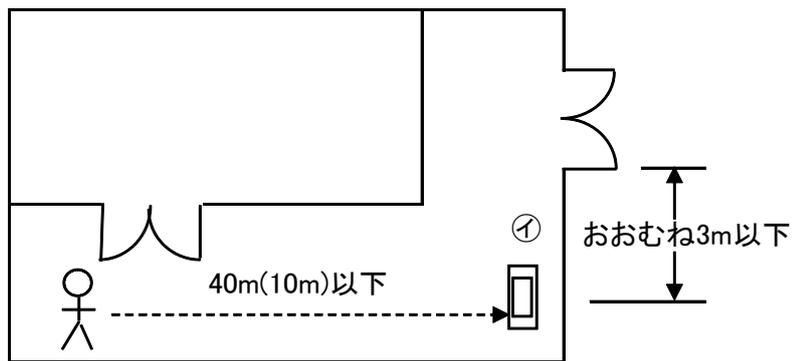
(1) 有効範囲は次図に掲げる歩行距離以下とすること。

なお、()内の数字は当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合、又は識別することができない場合の距離を示す。

ア A級の場合

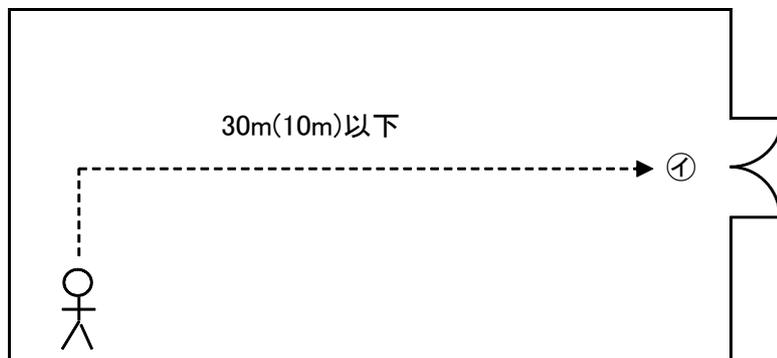


4図1 矢印なし

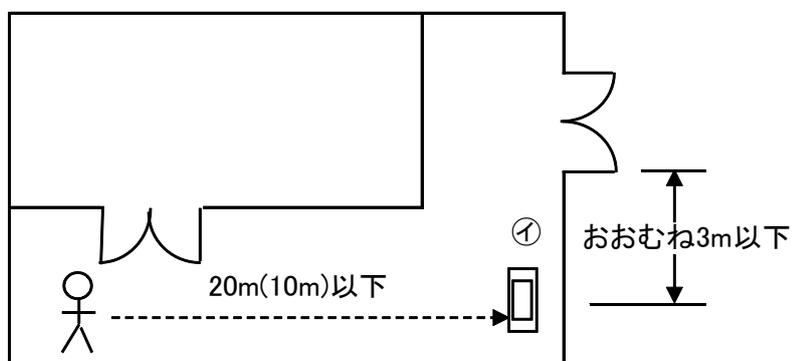


4図2 矢印あり

イ B級の場合

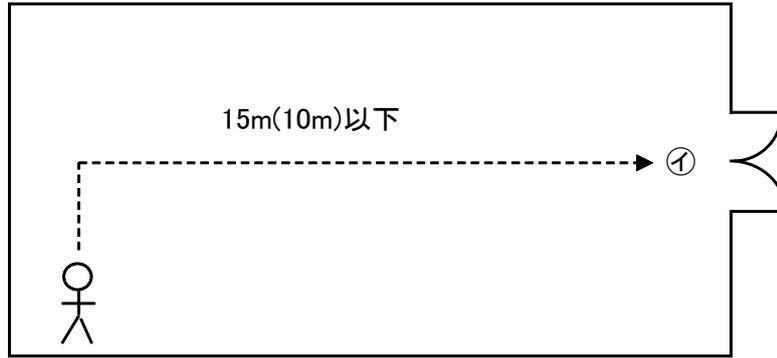


4図3 矢印なし



4図4 矢印あり

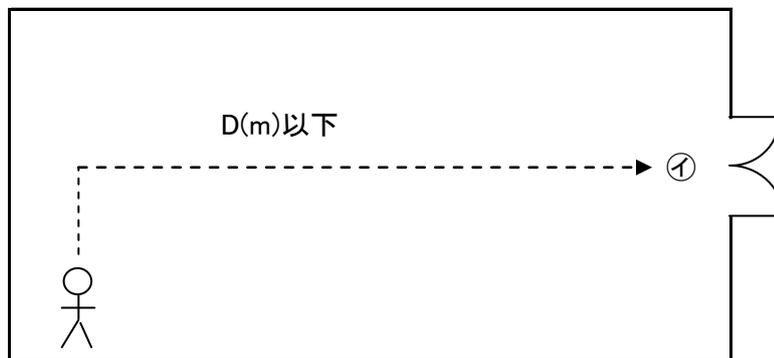
ウ C級の場合



4図5

エ 算定式によるもの

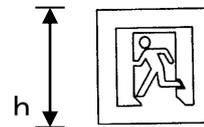
(ア) 矢印なし



$$D(m) = 150 \times h(m)$$

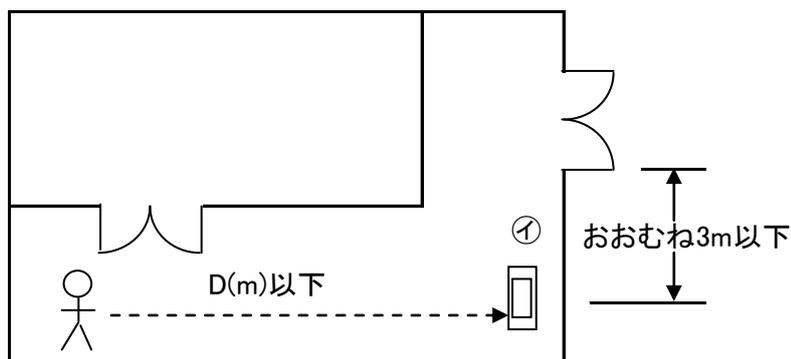
D : 歩行距離

h : 誘導灯の表示面の寸法



4図6

(イ) 矢印あり

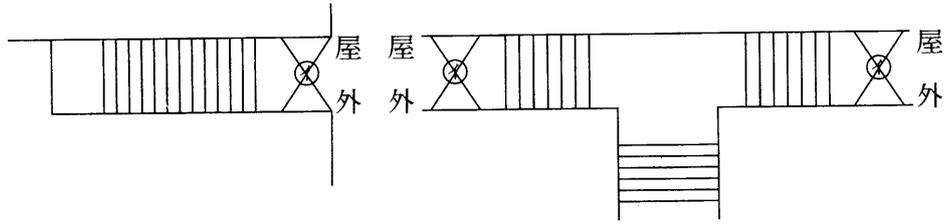


$$D(m) = 100 \times h(m)$$

4図7

(2) 設置しないことができる「①の出入口」

ア 地階又は2階以上の階から直接地上へ出る階段で、地階又は2階から地上への出入口までの途中に他の部分への出入口が設けられていない「①の出入口」



4 図 8

4 図 9

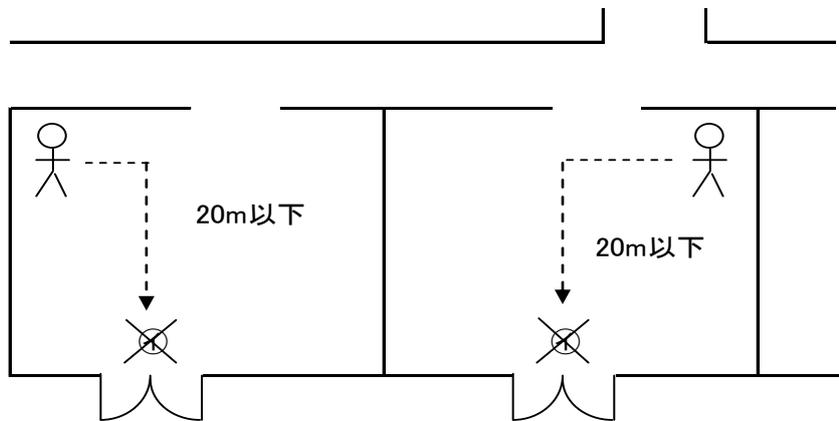
イ 室内の各部分から「㊦の出入口」を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、歩行距離が 20m 以下のもの（無窓階（延面積 50 m² 未満の非特定防火対象物で「㊦の出入口」を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、「㊦の出入口」までの歩行距離が 10m 以下のものを除く。）及び他の避難経路となる「㊦の出入口」を除く。）（4. 図 10）

※ 4. 図 11 の場合は室内の各部分から「㊦の出入口」を容易に見とおすことができないので免除されない。ただし、概ね 5m 移動することにより容易に見とおすことができる場合はこの限りでない。

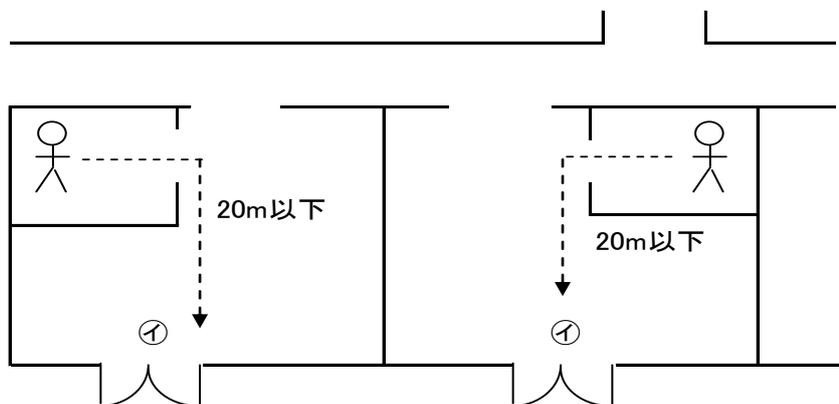
ウ 開放の駐車場等で、建具が設けられていない「㊦の出入口」（通路誘導灯は免除しない。）

エ 避難階に存し、次の全てに該当する「㊦の出入口」

- a 室内の各部分から、容易に見とおし、かつ、識別することができる。
- b 室内の各部分からの歩行距離が 30 メートル以下である。
- c 高輝度蓄光式誘導標識が設けられ、その性能を維持するために必要な照度が、採光又は照明により確保されている。



4 図 10

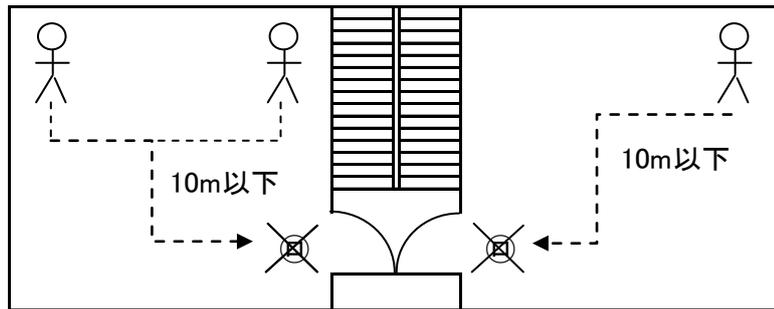


4 図 1 1

- (3) A級又はB級（20カンデラ以上のもの又は点滅機能を有するもの。以下「特殊B級」という。）をB級（特殊B級を除く。）又はC級にすることができる「㊦の出入口」
- ア 当該防火対象物の関係者又は関係者に雇用されているもの（以下「関係者等」という。）のみが出入りする室で、他の部分の避難経路とならない「㊦の出入口」

5 「㊦の出入口」に設ける誘導灯の設置基準

- (1) 設置しないことができる「㊦の出入口」
- ア その階の室内の各部分から「㊦の出入口」を※1容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、歩行距離が10m以下のもの（地階、無窓階を除く。）



5 図 1

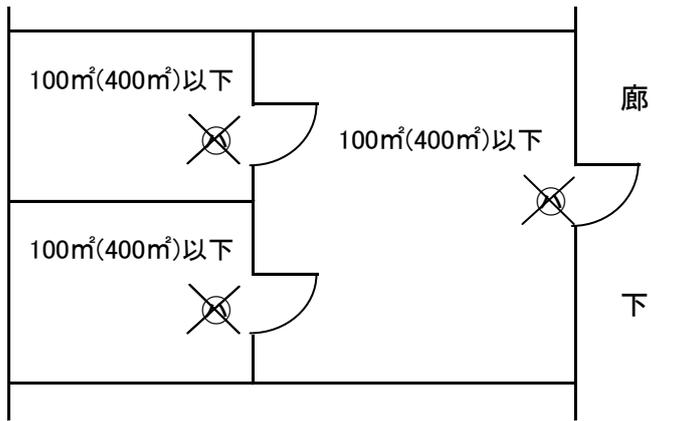
- イ 開放型廊下の「㊦の出入口」（特定共同住宅等の構造類型を定める告示（H17.国告 3）に規定する開放型の廊下及び階段室等の判断基準（以下「開放型廊下等の判断基準」という。）に適合する廊下）
- (2) A級又は特殊B級をB級（特殊B級を除く。）又はC級にすることができる「㊦の出入口」
- ア 機械室、ボイラー室、倉庫、休憩室、更衣室、車庫等で関係者等が出入りする階の「㊦の出入口」
- イ 階段室の出口
- ※1 概ね 5m移動することにより「㊦の出入口」を見とおせる場合は、容易に見とおせるものとして取り扱えるものとする。

6 「㊦の出入口」に設ける誘導灯の設置基準

- (1) 設置しないことができる室

室内の各部分から当該居室の出入口を※1容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）以下である室の「㊦の出入口」（国告H11.2）

- ※1 概ね 5m移動することにより「㊦の出入口」を見とおせる場合は、容易に見とおせるものとして取り扱えるものとする。



6 図 1

- (2) A級（B級において 20 カンデラ以上のものを含む。）をB級（特殊B級を除く。）又はC級にすることができる「⊙の出入口」

当該防火対象物の関係者又は関係者に雇用されているもの（以下「関係者等」という。）のみが出入りする室で、他の部分の避難経路とならない「⊙の出入口」

7 「⊙の出入口」に設ける誘導灯の設置基準

- (1) 設置しないことができる部分

自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合

- (2) A級（B級において 20 カンデラ以上のものを含む。）をB級（特殊B級を除く。）又はC級にすることができる「⊙の出入口」

ア 当該防火対象物の関係者又は関係者に雇用されているもの（以下「関係者等」という。）のみが出入りする室で、他の部分の避難経路とならない「⊙の出入口」

イ エレベーターやエスカレーター等の小規模な防火区画の出口

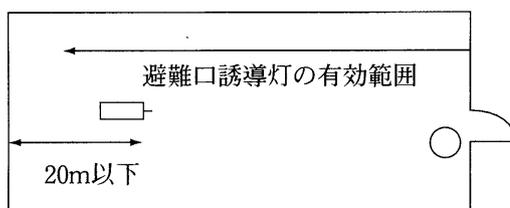
8 通路誘導灯の設置基準

- (1) 設置位置

ア 通路誘導灯の有効範囲は、次図に掲げる歩行距離以下とすること。当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合においては、10m以下とすること。

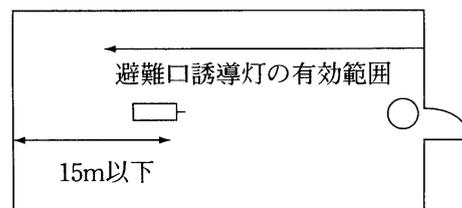
- (イ) ①及び⊙の出入口に設置する場合

a A級の場合



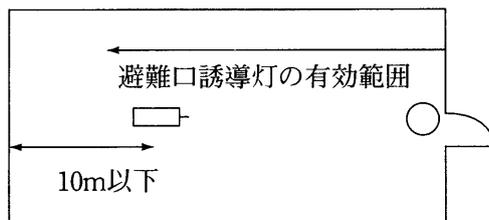
8 図 1

b B級の場合



8 図 2

c C級の場合



8 図 3

d 算定式によるもの

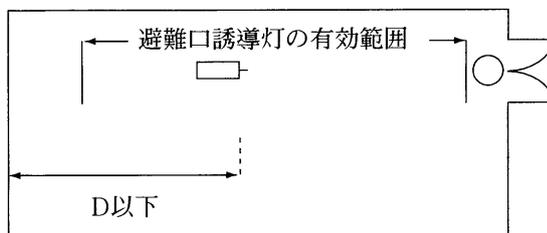
以下の式により算定した距離とする。

$$D = 50h$$

h : 誘導灯の表示面の縦寸法 (m)

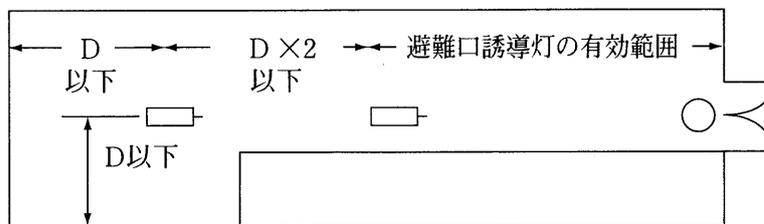
D : 歩行距離 (m)

(a)



8 図 4

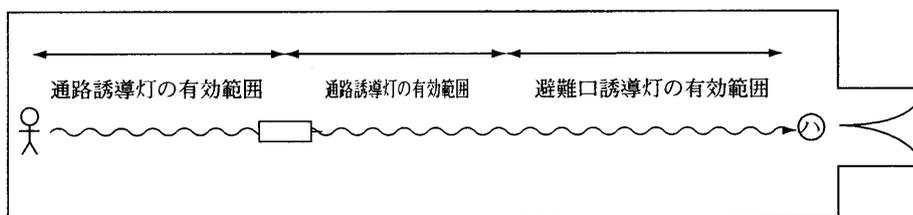
(b)



8 図 5

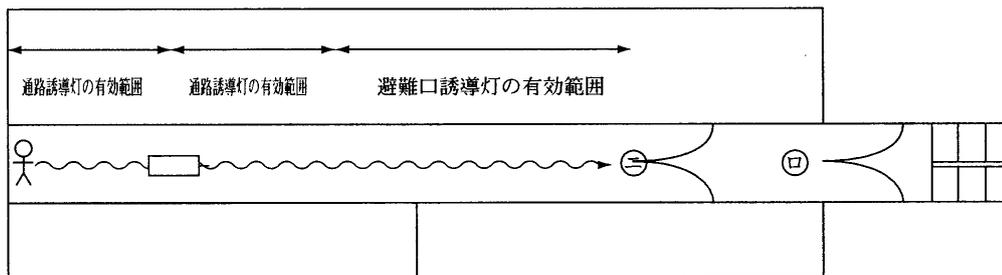
(イ) ㊦及び㊧の出入口に設置する場合

a ㊦の出入口に設置する場合



8 図 6

b ㊸の出入口に設置する場合



8 図 7

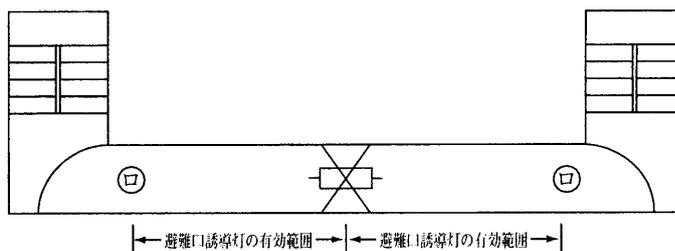
イ 令別表第 1(2) 項ニ及び(16) 項のうちの(2) 項ニの部分に設置する通路誘導灯 (階段及び傾斜路を除く。) は床面から概ね 1 メートル以内の位置に設けること。

ただし、高輝度蓄光式誘導標識を、その性能を維持するために必要な照度が、採光又は照明により確保されている位置 (床から概ね 1 メートル以内) に通路誘導灯を補完するために設置されているものは除く。

(2) 設置しないことができる部分

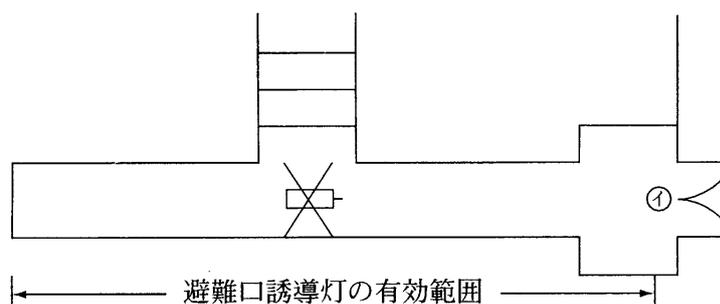
ア 廊下又は通路の各部分から㊸又は㊸の出入口の誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、歩行距離が避難口誘導灯の区分に応じた有効範囲以下のものであること。

(ア) 避難階以外の階



8 図 8

(イ) 避難階



8 図 9

イ 開放型廊下等の判断基準に適合する廊下 (5 (1) イ参照)

ウ 居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては 40m 以下、避難階以外の階にあっては 30m 以下の室内

なお、見とおせない位置から概ね 5m の範囲を移動することによって当該主要な避難口等を見とおし識別できる場合は、容易に見とおし、かつ、識別することができるものとして

取り扱うことができる。

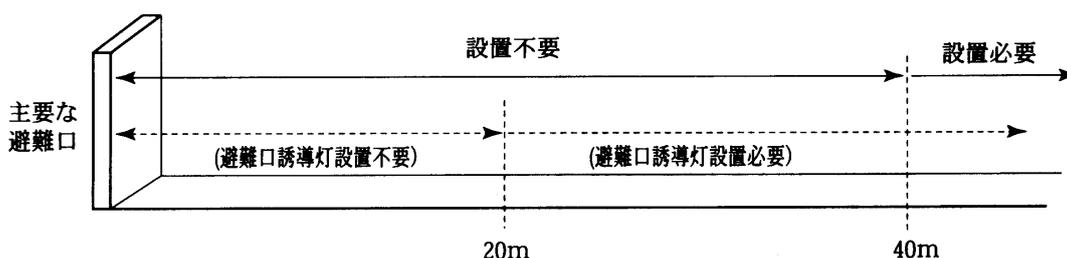
エ 「㊸の出入口」を有する居室で、室内の各部分から「㊸の出入口」に設ける避難口誘導灯若しくは高輝度蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、当該「㊸の出入口」に至る歩行距離が30メートル以下の室内

※「主要な避難口」とは、具体的に次に掲げる避難口をいうものであること。

避難階 : 屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)

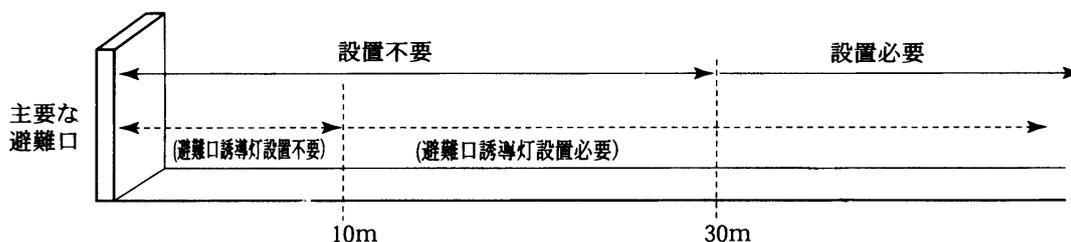
避難階以外の階 : 直通階段の出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)

(ア) 避難階



8 図 1 0

(イ) 避難階以外の階



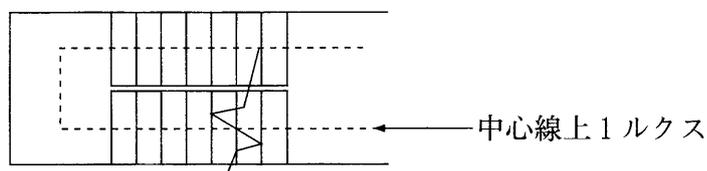
8 図 1 1

9 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯の設置基準

(1) 設置位置、照度等は次による。

ア 階段の踏面及び踊り場の中心線上で計って1ルクス以上であること。

イ 階段の天井の室内に面する部分又は壁体に設けること。

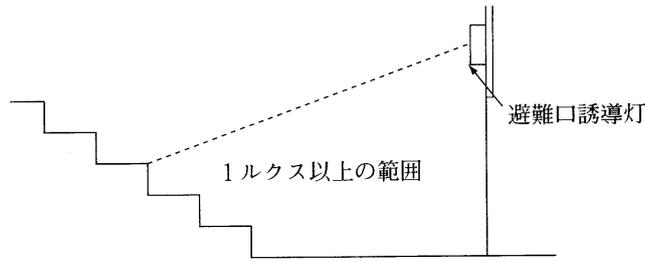


9 図 1

(2) 設置を要しない部分

ア 「㊸の出入口」に設ける誘導灯で階段の踏面の照度が1ルクス以上の部分

イ 非常用の照明装置により、避難上必要な照度が確保されているとともに、避難の方向の確認(当該階の表示等)ができる場合

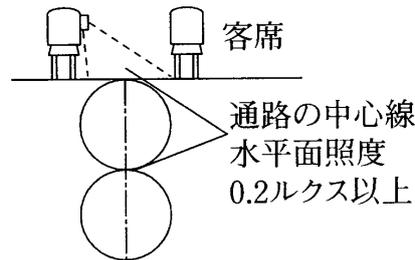


9 図 2

ウ 屋外階段

1 0 客席に設ける誘導灯の設置基準

- (1) 設置位置、照度は、客席内通路（階段状、傾斜路、水平路）に通路の幅の中心線上で 0.2ルクス以上となるように設けること。



1 0 図

- (2) 次のいずれかに該当する場合は、令第 32 条を適用し客席誘導灯の設置を要しない。

ア 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧上等の客席部分

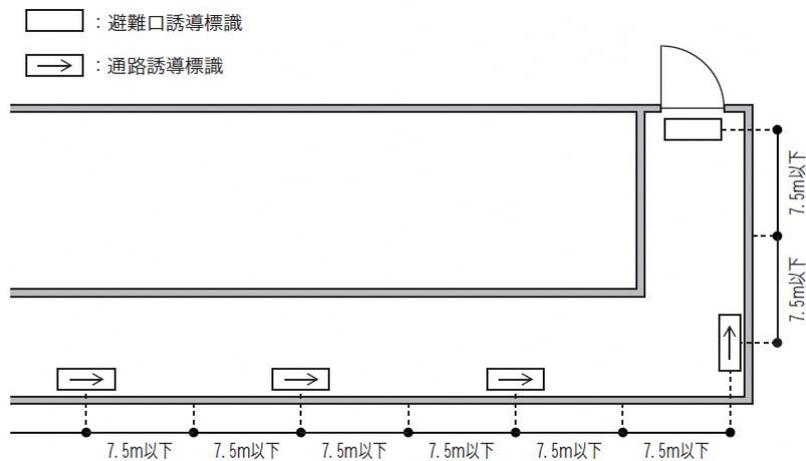
イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分

ウ 移動式の客席部分で、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度が得られる部分

※ 自動火災報知設備と連動して点灯するものにあつては、「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」の「誘導灯の消灯対象」、「誘導灯の点灯・消灯方法」に準じて消灯することができる。

1 1 誘導標識の設置基準

誘導灯の設置基準に準じるものとする。(有効歩行距離は 7.5m で、避難口誘導標識と通路誘導標識の有効歩行距離は合算できるものとする。)



1 1 図

1 2 誘導灯を消灯する場合の設置基準

「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて」(H11 消防予 245) 第二 2 (4) によるものとする。

1 3 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能の設置基準

「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて」(H11 消防予 245) 第二 2 (7) によるものとする。なお、点滅及び音声誘導の停止方法は専用の感知器でも可とする。

1 4 誘導灯・誘導標識の共通の設置基準

- (1) 誘導灯・誘導標識を設置する避難口には、避難方向から鍵を用いずに解錠できる場合を除き、施錠装置を設けないこと。
- (2) 誘導灯・誘導標識を設置する避難口に電動シャッターを設ける場合は、(1)のほか非常電源を設けること。ただし、百貨店、遊技場等の閉店時のみに閉鎖するシャッターで当該避難口以外にも避難口がある場合はこの限りでない。

1 5 非常電源

- (1) 非常電源の容量及び当該容量に関し、消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物については、規則第 28 条の 3 第 4 項第 10 号及び「誘導灯及び誘導標識の基準 (H 11. 3. 17 国告 2)」第 3 に定めるところであるが、非常電源の容量を 60 分間以上としなければならないものは、次のいずれかに該当するイ・ロの避難口及びイの避難口に通じる通路(避難階)・階段・傾斜路に設けるものをいう。

ただし、高輝度蓄光式誘導標識を、その性能を維持するために必要な照度が、採光又は照明により確保されている位置(床から概ね 1 メートル以内)に通路誘導灯を補完するために設置されている部分の通路誘導灯は除く。

- ア (1) 項から (16) 項までの延べ面積 50,000 m²以上、又は地階を除く階数が 15 以上であり、かつ、延べ面積が 30,000 m²以上のいずれかを満たすもの
 - イ (16) の 2) 項で延べ面積 1,000 m²以上のもの
 - ウ 乗降場が地階にある(10)項又は(16)項のうちの(10)項の部分で、乗降場
- (2) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。
 - (3) 規則第 28 条の 2 第 2 項第 4 号により、階段又は傾斜路の階段通路誘導灯を免除する場合の条件となる非常用の照明器具
 - ア 上記(1)ウに該当する部分に設置するものの非常電源は 60 分以上作動できる容量でなければならない。(規則第 28 条の 2 第 2 項第 4 号)
 - イ 上記(1)ア及びイに該当する部分に設置するものの非常電源は 60 分以上作動できる容量とすることが望ましい。
 - (4) 旧基準が適用される場合の非常電源は、附則(平成 11 年 3 月 17 日自治省令第 5 号)第 3 項の一部が改正されたことから、平成 24 年 9 月 1 日以降は上記(1)から(3)までが適用される。(H11. 3. 17 自治省令第 5 号及び H21. 9. 30 総務省令第 93 号の経過措置を参照)